

## 川崎市主任相談支援専門員等連絡会設置要綱

### (目的)

第1条主任相談支援専門員等の資質の向上と、相談支援専門員同士はもとより、多様な主体との連携や地域の相談支援従事者の人材育成を推進し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的として、川崎市主任相談支援専門員等連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置する。

### (協議事項及び活動)

第2条連絡会の協議事項及び活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害児・者の相談支援の質の向上のための相互支援
- (2) 障害児・者の相談支援に関する情報収集・情報発信
- (3) 障害児・者の相談支援のための啓発・権利擁護
- (4) 障害児・者の相談支援における人材育成
- (5) 障害児・者の相談支援における中核的人材のネットワーク構築
- (6) その他、目的を達成するために必要なこと

### (構成員)

第3条連絡会は、川崎市内の事業所等に所属する主任相談支援専門員及び川崎市認定相談支援リーダー（旧：川崎市主任相談支援専門員）、川崎市職員をもって構成する。

### (幹事会)

第4条連絡会の運営及び活動が目的に沿って円滑に行われるよう、必要な検討と調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、連絡会の構成員から選任された者とする。
- 3 幹事の選任は、立候補制とし、概ね5人とする。
- 3 幹事の任期は、2年とする。なお、再任は妨げないものとする。

### (事務局)

第5条連絡会の事務局は、川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課に置く。

### (その他)

第6条この要綱に定めのない事項については、適宜開催する会議において、検討及び協議の上、別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。